



山陰海岸ジオパーク

ゆったり・たのしく いわみ de
子育てハンドブック

すまいる



岩美町情報アプリ
因幡ノ国 岩美ナビ
今すぐダウンロード!



詳細は表紙裏

令和7年度版

岩美町

いわみで子育てライフを満喫しよう

岩美町で子育てをする方のためのハンドブックです。

豊かな自然と温かい人々に囲まれた岩美町で、
ゆったり、楽しく、充実した子育てライフを過ごしていただくため、
子育てに関する情報をぎゅっと詰め込みました。
いつもお手元においていただき、参考にしてください。

岩美町オリジナルの取り組みには **いわみ** が付いています。

要チェック

岩美町情報アプリ

因幡ノ国 岩美ナビ ぜひ登録を！

町のホームページと連携し、子育てに関する情報を始めとした岩美町の情報をお届けします。QRコードから簡単＆無料で登録できます。

★町の子育て情報が充実！

妊娠・出産に関する各種支援情報など町の子育てサービスの情報を簡単に調べられます。

★予防接種をまるごとおまかせ！

生年月日から予防接種のスケジュールを自動作成します。

★子育ての記録を保存！

母子手帳の記録を入力したり、画像で保存しておくことができます。

★プッシュ通知で安心！

予防接種の予定日・町内の子育てに関するイベント情報などがプッシュ通知で届きます。

アプリのダウンロードはこちら！ダウンロードも無料です。



因幡ノ国 岩美 ナビ

パソコン・スマホどちらからでもご利用いただけます。

<https://iwami-town.city-hc.jp/>





P 4 ①岩美子育てカレンダー

P 6 ②妊娠したら

- 届出 ●健康管理 ●妊産婦支援 ●助成 ●働く女性・男性のための支援
- 各種制度の減免などについて ●情報提供 ●ぶち情報

P12 ③赤ちゃんが生まれたら

- 届出・手当 ●子育て支援 ●医療費などの助成 ●健康管理 ●予防接種
- 講座・子育て交流 ●住まいの助成 ●養育の支援

P21 ④一時的なお預かりと保育所等

- 一時的なお預かり ●保育所・認定こども園・幼稚園

P24 ⑤小学・中学・高校生になったら

- 小学生になったら ●中学生になったら ●高校生になったら ●奨学金など

P27 ⑥ひとり親家庭への支援

- 生活支援・助成・手当

P30 ⑦障がいのある子どもへの支援

- 各種障害者手帳 ●手当・助成 ●日常生活用具・補装具 ●預ける・通う
- 教育 ●税金に関すること

P34 ⑧相談したいときは

- 妊娠や出産に関する相談 ●子育てに関する相談 ●小児救急に関する相談
- 子どもに関する相談 ●家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談
- 学校生活や子育てに関する相談 ●家族や夫婦に関する相談
- DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談
- 福祉全般に関すること ●発達や障がいに関する相談
- ひとり親家庭に関する相談 ●就労に関する相談

P38 ⑨もしものときは

- とっとり子ども救急ダイヤル ●小児救急ハンドブック ●異物を飲み込んだ
- 中毒110番 ●けが・事故の対処方法 ●町内医療機関

P40 ⑩おでかけ・仲間づくり情報

P42 ⑪子育て関係機関一覧

1 岩美子育てカレンダー

	妊娠中	赤ちゃんの誕生	生後 1か月ごろまで	生後 3～4か月	生後 6か月ごろ	生後 7～10か月ごろ
こどもの発達	 赤ちゃんを迎える準備期間です	 赤ちゃんとの生活がスタートします	 体つきがふつくらしてきます	 首がすわってきます	 寝返りができるようになります	 はいはいやお座りができるようになります
届出・手当	妊娠届・母子健康手帳 P6	出生届 P12 出産一時金など P12 児童手当 P12			在宅育児世帯支援給付金 特別医療費助成(18歳の年度末まで) P15	
健診・健康	妊婦健診 P6 妊婦歯科健診 P6	産後健診・1か月児健診 新生児聴覚検査 P13		3～4か月児健診	6～7か月児健診	9～10か月児健診
予防接種	予防接種は、計画的に受けよう!!   おたふくかぜ・インフルエンザ等の任意接種の予防接種費用の助成もあるよ! 肺炎球菌ワクチン 生後2か月～5歳未満(標準接種開始年齢) ロタワクチン 生後6週から24週または32週まで P18 BCG(集団接種) 満1歳までに1回 P18 B型肝炎ワクチン 満1才までに3回 P18 五種混合ワクチン (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 生後2か月					
相談・教室	ママ・ババクラス P6	子育てひろば(子育て支援センター) P19 ほっとスペース(大岩こども館)こあらサークル(本庄中央児童館) P19			図書館おはなし会 P 離乳食講習会 P19 プレイパークいわみ P	
訪問・支援・一時的な預かり	チャイルドシート・ジュニアシート購入費助成 P13 チャイルドシート・ジュニアシート貸出 P14 妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金) P7 P15 おむつ購入費助成 P13 とっとり子育て応援パスポート(18歳まで) 養育支援訪問事業 P15 ハートフル駐車場 P11 子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成(子ども・高校卒業まで) P19 産前・産後ヘルパー派遣事業 P6 産後ケア(1歳まで) P14					
保育所・認定こども園等	公園もあるよ! P40～41のマップを見てね! 保育所見学(随時) P23 保育所・認定こども園(延長保育) P23 保育料軽減 ※第2子軽減、第3子以降無料					
おでかけ	子育て支援センター 児童館(大岩こども館・本庄中央児童館) 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 いこいの里キャンプ場					

お問い合わせ

岩美町役場

TEL0857-73-1411(代表)

平日 8:30～17:15 町ホームページ: <http://iwami.gr.jp/>

子ども未来課 TEL0857-73-1424

健康福祉課 TEL0857-73-1322

TEL0857-73-1333

* 妊娠期から始まる切れ目ない岩美町の子育て支援 *

1歳ごろ	1歳6か月ごろ	2歳ごろ	3歳ごろ	5歳～6歳	小学校	中学校	18歳まで
 つかまり立ちしたり言葉が出てきたりします	 ひとり歩きができるようになります	 自我が芽生えてきます	 身の回りのことが少しずつできるようになります	 幼児期は卒業し、友達との関係はより深くなります			
	☎ P14						
1歳6か月児健診		3歳児健診		5歳児健診	就学時健診		
フッ素塗布(6か月ごとに3回) ☎ P17		☎ P16		6歳児歯科健診 ☎ P17			
フッ化物洗口(町立保育所で実施)・虫歯予防や歯むき力向上教室(町立保育所・小学校で実施)						☎ P23	
生後2か月～6か月)各初回3回、肺炎球菌：1歳すぎってから1回 ☎ P18						HPV(女性のみ) 12～16歳年度で2～3回接種	
※四種混合ワクチン及びヒブワクチンで既に接種を開始している場合、残りの接種も同一ワクチンでの接種となります						二種混合(DT) 11～12歳で1回接種	
～7歳半未満(標準接種期間生後2か月～12か月) 初回3回、6ヶ月以上あけて1回 ☎ P18							
麻しん・風しん 1歳で1回 ☎ P18				麻しん・風しん(第2期) 年長児で1回 ☎ P18			
みずぼうそう 1～2歳で2回 ☎ P18				日本脳炎 (第1期) 3～4歳で2回、 4～5歳で1回接種 ☎ P18		日本脳炎 (第2期) 9～10歳で1回接種 ☎ P18	
子どもクッキング教室 ☎ P41							
ブックセカンド ☎ P15				ブックサード ☎ P15		放課後児童クラブ ☎ P24	
						要保護・準要保護児童・生徒援助費 ☎ P24	
						スクールソーシャルワーカーによる相談支援	
						赤ちゃんふれあい会・思春期保健授業	
						中学校・高等学校生徒通学費等の助成 ☎ P25	
スクラム教育(保育所・小学校・中学校が連携し、子どもの育ちと学びをなめらかに接続) 奨学金制度 ☎ P23 ☎ P26							
幼稚園(詳細は希望する施設へ) ☎ P23							
3歳児以上、0～2歳児(住民税非課税世帯)無料 ☎ P23							
中央公民館							
町立図書館							

☎ 住民生活課 TEL0857-73-1415
 ☎ 子育て支援センター TEL0857-72-2922
 ☎ 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

☎ 各小中学校 電話番号→P34参照
 ☎ 中央公民館 TEL0857-72-0510

2 妊娠したら

届 出

● 妊娠届出・母子健康手帳（マタニティマーク）の交付

内 容 妊娠の届け出をされた方に子ども未来課で随時お渡しします。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

健康管理

● 妊婦健康診査費の助成

内 容 妊娠中は普段より一層健康に気を付けなければなりません。母体とお腹の赤ちゃんのために定期的に健診を受けましょう。岩美町在住の妊婦さんへ妊婦健診の費用（14回分）を助成します。

利用・手続 妊娠の届け出後、町が発行する助成券を協力医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊産婦訪問指導

内 容 町の保健師・助産師が妊産婦の体調管理や育児相談などのため、家庭訪問します。希望される方はお申し出ください。（無料）

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊婦歯科健康診査の助成

内 容 妊娠中に歯の状態を確認し、必要があれば治療をしましょう。妊娠中の歯科健診の費用を助成します。

利用・手続 町が発行する助成券を鳥取県東部歯科医師会所属の歯科医院に提出してください。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

妊産婦支援

● ママ☆パパクラス

内 容 まもなく赤ちゃんを迎えるママ・パパを対象に妊娠・出産・育児などについての講座や、おしゃべりをしながら相談できる場を提供しています。妊婦さんやパートナー、ご家族の参加をお待ちしています。

利用・手続 年4回（実施日は町ホームページ、町広報等でお知らせします） 費用：無料 要予約

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424 又は 子育て支援センター TEL0857-72-2922

● 産前・産後ヘルパー派遣事業

内 容 食事準備、居室などの掃除、洗濯など日常的に行う必要がある家事や授乳、おむつ交換、沐浴介助など日常的に行う必要がある育児の支援のためにヘルパーを派遣します。

対 象 妊娠中から産後3か月（多胎児は産後6か月）で、家族からの支援が得られにくい方

利用・手続 子ども未来課へ申請後、保健師等が委託先のヘルパー事業所と訪問し、サービス内容の調整を行います。

利 用 料 300円／時間 **派遣時間** 8時30分から17時30分まで（土日祝は要相談）

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金） いわみ

- 内 容** 妊婦を対象に、妊娠届出時と妊娠後期（出産予定日の8週間前の日以降）の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。
- 対 象** 妊婦 ※流産・死産等の場合も支給の対象になります。妊娠の事実や胎児の数を確認するため、母子健康手帳が必要となります。妊娠の届出をする前に流産等をした場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。
- 利用・手続** ①妊娠届出時（1回目）：妊娠届出時に保健師等と面談を行い、妊婦給付認定の申請後、1回目の給付金（5万円）を支給します。
②妊娠後期（2回目）：妊娠9か月頃に「妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書」を送付します。申請後、2回目の給付金（妊娠している子どもの人数×5万円）を支給します。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

助 成

● 大人の風しん予防接種費用助成

- 内 容** 妊娠初期の女性が風しんに感染すると生まれてくる赤ちゃんに先天性風しん症候群が現れる可能性があります。妊娠を希望する女性や、妊婦の夫が予防接種を受ける際の費用を助成します。
助成回数：1人につき1回
助 成 額：協力医療機関で接種した場合：全額
協力医療機関以外で接種を希望する場合：接種費用と12,000円を比較し低い方の額
- 対 象** ①妊娠を希望する女性で、風しん抗体価の低い方
②妊婦の夫・パートナー（母子手帳で確認のとれる方）
③妊婦の同居者
④妊娠を希望する女性（風しん抗体価の低い）の同居者で風しん抗体価の低い方
- 利用・手続** 協力医療機関については、町ホームページをご覧ください。健康福祉課へお問い合わせください。
協力医療機関で接種する場合：接種前に窓口で手続きが必要です。
協力医療機関以外で接種する場合：接種後に窓口で申請してください。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1322

● 助産施設入所による出産費の助成

- 内 容** 経済的理由により、入院助産を受けることができない妊婦に対し、助産施設での出産に必要な費用の一部を助成します。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

● 不妊検査費の助成

- 内 容** 保険適用外の検査費のうち、市（県）助成金の交付決定額を差し引いた額の半額を助成します。（上限6,500円、1夫婦1回に限ります。）対象者の条件がありますので、お問い合わせください。
- 利用・手続** 以下のものをご持参のうえ、子ども未来課でお手続きください。
①鳥取市（鳥取県）不妊検査費助成金の交付決定通知書 ②医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し ③振込口座の分かるもの
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●特定不妊治療費の助成 いわみ

内 容	区 分	鳥取市（鳥取県）	岩美町
特定不妊治療	令和7年4月1日以 降に終了した治療	①保険診療とあわせて実施する先進医療への助成 最大5万円 ②全額自費診療で実施された治療への助成 治療1回あたり最大30万円、11万円を助成（治療内容等により助成金額が異なります。）	鳥取市（鳥取県）の助成金額に上乗せる形で支給。 ①保険診療とあわせて実施する先進医療への助成 上限5万円 ②全額自費診療で実施された治療への助成 治療1回あたり上限10万円、5万円を助成（治療内容等により助成金額が異なります。）

※申請の内容・回数・年齢等により助成に条件がありますので各申請先にお問い合わせください。

利用・手続 鳥取県と岩美町の助成を併せて鳥取市こども家庭局こども未来課でお手続きください。必要書類は以下のとおりです。

①助成金交付申請書兼請求書 ②医療機関が発行する受診証明書 ③医療機関が発行する治療にかかる領収書 ④夫婦の住民票 ⑤戸籍抄本等（特定不妊治療費助成の初回申請時）⑥振込口座の分かるもの ⑦印鑑（自署の場合は省略可）

次の場合は、上記に加えて下記の書類等が必要です。

- ・出産に伴い助成回数をリセットする場合：出生した子の住民票、戸籍謄本（助成区分によってはリセットできない場合もあります）
- ・事実婚の場合：両人の戸籍謄本、事実婚関係に係る申立書
- ・高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合：限度額認定証又はマイナポータルでの区分確認

申請・問合せ先 鳥取市こども家庭局 TEL0857-30-8239 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●不育検査・治療費の助成 いわみ

内 容 不育症の診断・検査・治療を受けられた方の費用の半額を助成します。（上限：1年度につき10万円、通算5か年度）対象者の条件がありますので、子ども未来課へ問い合わせてください。

利用・手続 以下のものをご持参のうえ、子ども未来課でお手続きください。

①夫婦の住所が確認できるもの（住民票等） ②夫婦が婚姻していることが確認できるもの（戸籍抄本等） ③夫婦の所得を証明する書類 ④検査・治療等を受けた医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書 ⑤振込口座の分かるもの

※申請期限：検査が終了した日の属する年の年度末まで。ただし、終了した日が2～3月の場合は、翌年の5月まで。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

働く女性・男性のための支援

●産前・産後の健康管理

内 容 ○母性健康管理措置

妊娠中から産後1年までの女性は、医師等から指示があったときは、健康診査に必要な時間の確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

○母性健康管理指導事項連絡カード

医師等から受けた指導事項の内容を勤務先に伝えるカードです。医師等に必要事項を母健連絡カードに記入してもらい、事業主に提出します。

●産前・産後の休業

内 容

○産前休業

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から請求すれば取得できます。

○産後休業

出産翌日から8週間は就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

●妊娠中や子育てしながら働くために

内 容

○育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

○時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限

妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

○軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

○危険有害業務の就業制限

一定以上の重量物の取扱業務、有毒ガスが発散する場所等における業務については、妊娠・出産機能等に有毒であることから、妊娠中はもとより年齢等によらずすべての女性を就業させることは禁止されています。

○解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。

○短時間勤務制度

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。

○所定外労働の制限

事業主は、小学校就学前の子を養育する男女従業員から請求があった場合は、所定外労働をさせてはならないことになっています。

○子の看護等休暇

小学校第3学年修了までの子を養育する男女従業員は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種、健康診断及び感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式のために休暇を取得することができます。

○時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の男女従業員から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜（午後10時～午前5時）において労働させてはならないことになっています。

○柔軟な働き方を実現するための措置

3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して会社は、フルタイムでの柔軟な働き方（時差出勤・フレックスタイム・テレワーク等・保育施設の設置運営等、養育両立支援休暇の付与）と短時間勤務制度のうち2以上の制度を選択して講ずることとなりました。対象労働者はその中から1つの制度を選ぶことができます。（令和7年10月1日から施行）

●育児休業

内 容

○育児休業制度

1歳に満たない子を養育する従業員は男女問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。原則2回まで申出できます。

○出生時育児休業（産後パパ育休）

産後休業をしていない労働者が、出生後8週間以内に4週間（28日）まで、育児休業とは別に休業することができます。2回に分割して申出できます。

○パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。（ただし、1年間には出産日、産後休業期間、産後パパ育休期間を含みます。）

○育児休業期間の延長

子が1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができます。子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れないなどの一定の要件を満たす場合は、最長で子が2歳に達するまでの間、育児休業を取得することができます。

各種制度の減免などについて

●社会保険料免除・育児休業給付金

内 容

○産前・産後・育児休業中の社会保険料の免除

産前・産後休業中や育児休業中の社会保険料が免除されます。→詳しくは職場を通じて、年金事務所へ申請します。

○国民年金第1号被保険者の保険料免除

出産（予定）日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の保険料が免除されます。→出産予定日の分かるもの（母子手帳等）をご持参のうえ住民生活課へ届出てください。出産後でも届出可能です。

○育児休業給付金

雇用保険に12か月以上加入している方が1歳（一定の場合は1歳2か月）。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給されます。→詳しくは職場を通じて公共職業安定所に申請します。

○出生後休業支援給付金

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

○育児時短就業給付金

育児休業給付金が支給される育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始、もしくは雇用保険に12ヶ月以上加入している方が2歳未満の子を養育するために時短就業をした場合に賃金が低下した時に支給。

➡育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金について、職場を通して公共職業安定所へ申請。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415 鳥取年金事務所 TEL0857-27-8311
鳥取公共職業安定所 TEL0857-23-2021（＃21）

●産前産後の国民健康保険税の軽減

- 内容** 出産する被保険者について、出産（出産予定）月の前月から翌々月までの4か月分（多胎妊娠の場合は出産（出産予定）月の3か月前以降、6か月分）の所得割額、均等割額が減額されます。
- 対象** 国民健康保険に加入している出産（出産予定）の被保険者
- 利用・手続** 母子健康手帳、世帯主と出産する被保険者マイナンバーが分かるものをご持参のうえ、税務課でお手続きください。
- 申請・問合せ先** 税務課 TEL0857-73-1413

情報提供

●母性健康管理や育児休業制度について

- 内容** 詳細は、厚生労働省ホームページ「女性労働者の母性健康管理等について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)をご覧ください。

●働く女性の心とからだの応援サイト

- 内容** 女性特有の健康課題の情報や働きながら安心して妊娠・出産を迎えるためのさまざまな法律や制度を紹介しています。
- 対象** <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

●出産ナビ

- 内容** サービスや費用を踏まえて出産施設を検索することが可能です。
- 対象** <https://www.mhlw.go.jp/stf/birth-navi/index.html>

ぱち情報

●ハートフル駐車場利用証制度

- 内容** 歩行が困難な方などに「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを車内に掲示することによりハートフル駐車場を優先して利用できるようにする制度です。
- 対象** ①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方。発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意が必要な方。
②要介護、要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な方。
③一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦（妊娠7か月～産後1年半まで）等）
- 利用・手続** 確認書類（障がい者手帳、診断書、母子手帳など）を持って、窓口までおいでください。（子ども未来課窓口では、上記対象のうち妊産婦等のみ対応）
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●ヘルプマーク（ストラップまたはバッジ・カード）の無料配布

- 内容** 内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない方々を対象に、ヘルプマークを配布しています。これを身につけることにより援助が得やすくなります。
- 配布場所** 健康福祉課または子ども未来課・社会福祉協議会窓口にお申し出ください。
- 問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 子ども未来課 TEL0857-73-1424
社会福祉協議会 TEL0857-73-2500



妊娠のことで困ったらP34へ

3 赤ちゃんが生まれたら



届出・手当

●出生届

内 容 赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に名前を決めて届け出ましょう。

利用・手続 ○必要なもの 出生届（出生証明書）、母子健康手帳

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●低体重児出生届

内 容 出生時の赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は低体重児出生届出が必要です。保健師が子育ての相談に応じます。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●出産育児一時金

内 容 被保険者が出産（妊娠85日以降の死産、流産を含む）した場合に子ども1人につき50万円を支給します。なお、岩美町国民健康保険の方で、医療機関に直接支払われる直接支払制度を利用せず、出産育児一時金を受け取る場合や出産費用が50万円未満で差額を受け取る場合は、住民生活課へ申請が必要です。岩美町国民健康保険以外の社会保険などへ加入している場合は、各保険者へお問い合わせください。

利用・手続 ○岩美町国民健康保険加入者の手続き

以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。

- ・母子健康手帳
- ・マイナ保険証等
- ・世帯主の口座情報
- ・直接支払制度に係る代理契約に関する文書
- ・出産費用の領収・明細書

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●出産手当

内 容 法で定められた産前42日（多胎98日）産後56日の間、会社を休み給料が出ない場合等、その間生活を支えるために加入している健康保険から支給されるのが出産手当金です。

対 象 勤務先の健康保険に加入していて産休中も健康保険料を支払っている方。（国民健康保険に加入している場合は対象になりません）

申請・問合せ先 全国健康保険協会 鳥取支部 TEL0857-25-0052

●児童手当

内 容 子どもを養育している方に手当が支給されます。出生の翌日から15日以内に申請してください。（公務員は職場へ申請）

○支給対象：高校生年代まで（18歳到達後の最初の年度末まで）

○所得制限：なし

○手当月額：3歳未満 … 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円

3歳から高校生年代 … 第1子、第2子：10,000円

第3子以降：30,000円

○支払期間：6回（偶数月の第2木曜日）

利用・手続 以下をご持参のうえ、子ども未来課の窓口に申請してください。

- ・申請者の健康保険が確認できるもの
- ・児童手当振込用の口座の分かるもの
- ・個人番号が確認できるもの
- ・その他必要書類の提出を求めることがあります。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

子育て支援

●こんにちは赤ちゃん訪問事業

内容 生まれてから約1～2か月頃に保健師・助産師が自宅に訪問して、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や相談に応じます。

対象 ・産婦 ・新生児及び乳児

利用・手続 出産後約1～2か月頃に1回。その他必要に応じて。

実施場所：自宅（具体的な訪問日は産後、お母さんと相談しながら決めます）

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424



●乳児用おむつ購入費助成事業 いわみ

内容 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳児を養育する保護者に対して、おむつ（布おむつ、おむつカバーを含む）の購入費を助成します。

助成額：乳児1人につき50,000円（限度額）

対象 町内に住所を有する1歳未満の乳児を養育している保護者。

利用・手続 ①おむつ購入費の領収書等 ②申請書 ③振込口座の分かるものをご持参のうえ、子ども未来課に申請してください。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

●新生児聴覚検査費助成事業 いわみ

内容 産後入院中に行われる赤ちゃんの聴覚検査費用を助成します。

対象 町内に住所を有する新生児の保護者

利用・手続 町が発行する助成券を産院に提出してください。県外で受診される場合は、後日支給しますので、領収書等をお持ちの上ご相談ください。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

●チャイルドシート・ジュニアシート購入費助成 いわみ

内容 チャイルドシート・ジュニアシートの普及促進、乳幼児の交通事故被害防止を目的に、シートを購入した方に購入費の一部を助成します。

助成額：購入金額の1/2、10,000円（限度額）

6歳未満の乳幼児のチャイルドシート等の着用が義務づけられています。

対象 町内に住所を有する6歳未満の乳幼児がいる保護者。

乳幼児1人に対して、チャイルドシート・ジュニアシート各1台。

利用・手続 ①シート購入費の領収書又はレシート ②メーカー、品名の分かるもの（取扱説明書等）
③振込口座の分かるものをご持参のうえ、子ども未来課に申請してください。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

●チャイルドシート・ジュニアシート貸出 いわみ

- 内 容** 乳幼児の交通事故被害防止を目的に、寄贈していただいたチャイルドシート・ジュニアシートの貸し出しをします。
- 対 象** 町内に住所を有する保護者（里帰り等での祖父母利用も可）。
- 利用・手続** 費用：無料 申請方法：子育て支援センターに申請してください。
*台数に限りがありますので、貸出できない場合があります。
申請・問合せ先 子育て支援センター TEL0857-72-2922

●在宅育児世帯支援給付金 いわみ

- 内 容** 1歳になるまでの赤ちゃんをお家で育児をする保護者に対して、月30,000円を支給します。
（生まれた翌々月から1歳の誕生日の前月までが支給対象）
- 利用・手続** ①申請者、配偶者の健康保険が確認できるもの ②申請書 ③振込口座の分かるもの
をご持参のうえ、子ども未来課に申請してください。
- 対 象** 町内に住所を有し、現に町内にお住まいの方。保育所等を利用せず、保護者が育児休業給付金等を受給していない方。

●産後ケア事業

- 内 容** 1. 産婦人科医院・助産施設、子育て支援センターで日中、乳児を預かります。
2. 産婦人科医院・助産施設に母子で日帰りまたは宿泊利用し、心身の休息と助産師による育児指導を行います。
- 対 象** 町内に住所を有する生後1年までの乳児及びその母親で、乳児が感染症等にかかっていないこと。家族等から家事・育児等の十分な支援を受けられず、かつ母親に支援が必要であると認められること。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●子育て世帯訪問支援事業 いわみ

- 内 容** 食事準備、居室などの掃除、洗濯など日常的に行う必要がある家事や授乳、おむつ交換、沐浴介助などに日常的に行う必要がある育児の支援のためにヘルパーを派遣します。
- 対 象** 妊娠期から18歳未満の児童がいる家庭
- 利用・手続** 子ども未来課へ申請後、保健師等が委託先のヘルパー事業所と訪問し、サービス内容の調整を行います。
利用料：利用者の収入により異なります。
申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●産後健康診査の助成

- 内 容** 産後8週までに分娩医療機関で、お母さんが受ける産後健診に係る費用を助成します。
- 利用・手続** 妊娠届出時、町が発行した助成券を分娩医療機関に提出してください。協力医療機関以外で受診される場合は、償還払いになりますのでご相談ください。
申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●ブックスタート・セカンド・サード事業 いわみ

内容 絵本の読み聞かせは、子どもの言葉や心を豊かに成長させてくれるとともに、親子のきずなをより一層深めることができるとも貴重な時間です。そんな時間を少しでも多く持っていただくため、お子さまが生まれてから就学されるまでの間に3回、メッセージとともに絵本をお渡ししています。

○ブックスタート 6～7か月児健診時に絵本2冊と手作り絵本袋をお渡しします。

○ブックセカンド 1歳6か月児健診時に絵本1冊をお渡しします。

○ブックサード 5歳児健診時に絵本1冊をお渡しします。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●子育て王国とっとりアプリ・とっとり子育て応援パスポート

内容 子育て家庭がパスポート（アプリ）を提示すると、協賛店舗からお店独自の子育て応援サービスを受けることができます。全国の子育て応援パスポートの相互利用が可能です。

対象 県内在住の妊娠中の方、又は満18歳までの子どもを養育している保護者、祖父母（児童と同一世帯の方に限ります）。

有効期限：最年少のお子さまが18歳になるまで。

（18歳になった日の属する年度末まで利用可能）

利用・手続 右のQRコードからダウンロードをしてください。

（最長で10営業日で承認されます。）紙のカードを希望の方は、窓口で申請用紙をご記入ください。その場で発行します。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424



●養育支援訪問

内容 妊娠・子育てに心配事や困難なことがあるご家庭へ、保健師等専門職が訪問等による面談を行います。お困りの方はご相談ください。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

医療費などの助成

●特別医療費助成（小児）

内容 0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さまの医療費を無償化します。

利用・手続 対象のお子さまの資格確認書等をご持参のうえ窓口で手続きをしてください。

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●未熟児養育医療

内容 入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。指定医療機関での治療に限られます。所得に応じて自己負担金が生じます。

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●小児慢性特定疾病医療費助成

内容 原則18歳未満（継続は20歳未満まで）の方で、国の定める特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成します。申請者等の所得状況に応じて自己負担金が生じます。

申請・問合せ先 鳥取市こども家庭局 こども未来課 TEL0857-30-8239

●小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

- 内 容** 原則18歳未満で小児慢性特定疾病医療受診券を県から交付され、日常生活に支障のある方へ用具を給付します。所得に応じて自己負担金が生じます。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●小児慢性特定疾病交通費助成

- 内 容** 小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さまの県外医療機関受診時の交通費の一部を助成します。
- 申請・問合せ先** 鳥取市こども家庭局 こども未来課 TEL0857-30-8239

●小児慢性特定疾病長期入院時付添支援助成

- 内 容** 小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちのお子さまがその疾病の治療のために6日以上入院する場合、保護者が5泊以上病院に付き添う際に要する費用の一部を助成します。
- 申請・問合せ先** 鳥取市こども家庭局 こども未来課 TEL0857-30-8239

健康管理

☆集団健診は、こどもの健康づくりカレンダー（各健診等の実施日時の計画）を作成しお配りするとともに、対象者の方には個別にご案内いたします。
こどもの健康づくりカレンダーは、町ホームページでご覧いただけます。

●1 か月児健康診査

- 内 容** 個別健診 生後1か月に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。

●3, 4 か月児健康診査

- 内 容** 個別健診 3～4か月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。

●6, 7 か月児健康診査

- 内 容** 集団健診（BCG予防接種・ブックスタート同時実施）
- 場 所** 岩美すこやかセンター1階ホール

●9, 10か月児健康診査

- 内 容** 個別健診 9～10か月の間に受診券と母子手帳を持って、医療機関で受診しましょう。

●1 歳6 か月児健康診査

- 内 容** 集団健診（歯科健診&フッ素塗布・ブックセカンド同時実施）
- 場 所** 岩美すこやかセンター1階ホール

●3 歳児健康診査

- 内 容** 集団健診（歯科健診）
- 場 所** 岩美すこやかセンター1階ホール

●5 歳児健康診査

- 内 容** 集団健診（ブックサード同時実施）保育所ごとに実施します。
- 場 所** 岩美すこやかセンター2階大会議室



● 6歳児歯科健診

内 容 集団健診 6歳臼歯という大事な歯が生えてくる時期に行う健診です。忘れずに受診しましょう。

場 所 岩美すこやかセンター 1階ホール

● フッ素塗布

内 容 集団実施 1歳6か月児健診から6か月ごとに3回。

場 所 岩美すこやかセンター 1階ホール

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

予防接種

● 定期接種

内 容 予防接種法で定められている予防接種です。計画的に適切な時期に接種しましょう。町で行う予防接種は、BCG以外はすべて医療機関で実施しています。医療機関で受けていただく予防接種の接種券は、随時対象となる方へお配りします。(次頁表参照)

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1322



● 任意接種 いわみ

内 容 希望者が任意で受ける予防接種です。町ではおたふくかぜや、季節性インフルエンザの予防接種にかかる費用の助成をしています。

【おたふくかぜ】助成額：3,000円（1人につき1回まで）

【季節性インフルエンザ】助成額：次の自己負担額を超えた額 500円／回

対 象 【おたふくかぜ】下記にあてはまる方。

- ① 予防接種を受けた日に町内に住所がある。
- ② 満1歳～小学校6年生までの子ども。
- ③ 今までにおたふくかぜにかかったことがない。

【季節性インフルエンザ】下記にあてはまる方。

(満12歳までは2回、13歳以上は1回接種)

- ① 予防接種を受けた日に町内に住所がある。
- ② 満6か月～中学生までの子ども。

利用・手続 申請方法 ○協力医療機関で接種

接種前に助成券を発行しますので、窓口までおいでください。

○協力医療機関以外で接種

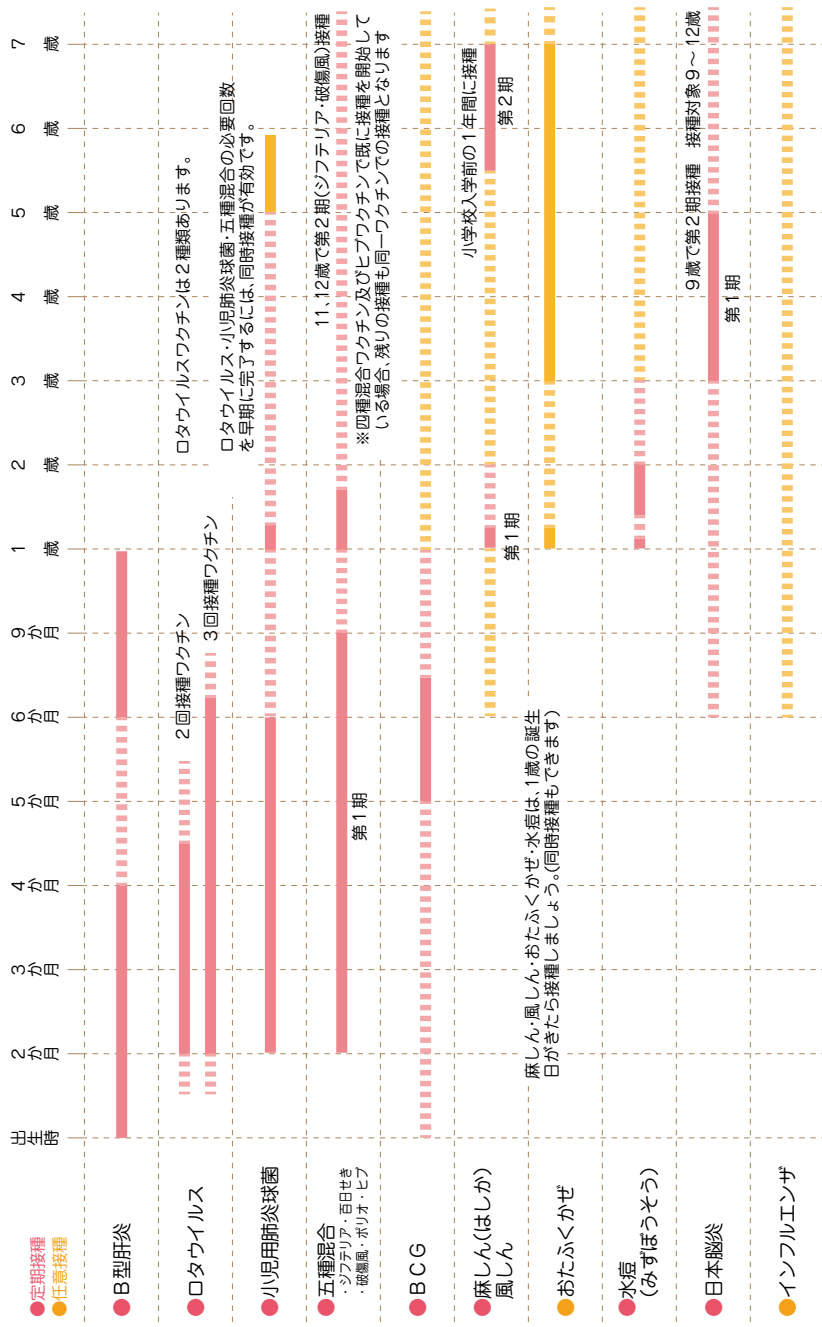
接種後に領収書・母子手帳・振込口座が分かるものを持って窓口までおいでください。

協力医療機関は町ホームページでご確認ください。

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1322

0～7歳までの予防接種スケジュール

ワクチンデビューは生後2か月のお誕生日



講座・子育て交流

●離乳食講習会 いわみ

内容 離乳食と一緒に作り、試食します。初めて離乳食を作る方でお困りの方など、ぜひご参加ください。開催日時は、町ホームページ「こどもの健康づくりカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。

対象 要予約 4～18か月頃のお子さまの保護者 お子さま連れでも参加可能（託児あり）

利用・手続 持ち物 エプロン、おんぶ（抱っこ）紐、母子手帳

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1322 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●子育てひろば いわみ

内容 子育て支援センターでは、乳幼児やその保護者の方たちが集まって、自由に遊びながら交流できる「子育てひろば」を設けています。子育てに役立つことがきっと見つかると思います。

日時：毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時（祝日・年末年始は休み）

「すくすくひろば」 火・木曜 10時～12時

※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、岩美ナビ（アプリ）機関誌等でお知らせします。

申請・問合せ先 子育て支援センター TEL0857-72-2922

●こあらサークル・ほっとスペース いわみ

内容 各児童館で乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

○こあらサークル

場所：本庄中央児童館（岩美町文化センター内）

日時：毎週土曜日 10時～11時30分

○ほっとスペース

場所：大岩こども館（大岩交流センター内）

日時：毎週水曜日 10時～12時

申請・問合せ先 本庄中央児童館 TEL0857-72-2995 大岩こども館 TEL0857-72-0096

住まいの助成

●子育て世帯等住宅新築・リフォーム資金助成事業 いわみ

内容 新築工事、建売住宅の購入、リフォーム工事にかかる費用の一部を助成します。事前に申請手続きが必要です。

○助成額 子育て世帯は一般世帯より優遇されています。

・新築工事、建売住宅（建築から1年以内の住宅）の購入

町内事業者施工・販売…100万円 町外事業者施工・販売…50万円

・リフォーム工事 対象工事費の15%（上限15万円）

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●中古住宅購入費助成事業 いのち

内 容 中古住宅、建売住宅（建築から1年経過した住宅）の購入にかかる費用の一部を助成します。

○助成額 30万円

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

養育の支援

●児童福祉施設と里親

内 容 家庭での養育が困難となった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により子どもと一緒に生活することが困難となった場合は、福祉相談センターへご相談ください。

申請・問合せ先 鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080

出産や子育てに関する相談はP34へ



いわみん

一時的なお預かり

●一時保育（大岩保育所）

内容 保護者の就労、病気、冠婚葬祭等で、一時的にお子さまを家庭で保育できない時に、1週間に3日を限度として大岩保育所の利用が可能です。（事由によっては最長連続する14日間を限度として利用が可能です。）

対象 町内に住所を有し、保育所等に在籍していない就学前児童又は一時的に町内に居住する就学前児童

利用・手続 ○3歳未満児…2,000円／日 ○3歳以上児…1,800円／日

申請・問合せ先 大岩保育所 ℓ0857-72-2589 又は 子ども未来課 ℓ0857-73-1424

●ファミリー・サポート・システム

内容 保護者が冠婚葬祭や急な用事等で、お子さまを家庭で保育できない時に、支援者があなたの子育てをお手伝いします。

☆こんな利用ができます

- ・保護者不在の間、保護者に代わって支援場所で保育
- ・研修会や病院等に出かけたいとき支援場所で保育
- ・保育所、放課後児童クラブ等への送迎

○支援時間：7時～20時

○支援場所：支援者の自宅又は依頼者の自宅、公共施設

対象 0歳～小学校3年生まで

町内在住、又は町内の事業所にお勤めの方

利用・手続 児童1人1時間あたり…650円 ※支援者が要した交通費等の実費もご負担いただきます。

申請・問合せ先 子育て支援センター ℓ0857-72-2922

※支援希望日の3日前までにお申し込みください（直前の支援希望については、ご相談ください）



●ショートステイ・トワイライトステイ

内容 保護者の病気、仕事などの都合によりお子さまを一時的に家庭で保育できない時に施設でお子さまをお預かりします。

○ショートステイ 宿泊を含めてお預かりします。

○トワイライトステイ 夜間（17時～22時）や休日（8時～22時）にお預かりします。

☆こんな時に利用できます

- ・保護者の仕事、病気、看護、冠婚葬祭や育児疲れなどで一時的にお子さまを養育できないとき。
- ・経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要なとき。

☆支援場所 鳥取こども学園（鳥取市立川町）、青谷こども学園（鳥取市青谷町）

対象 18歳未満の児童

利用・手続 所得に応じてご負担いただきます。詳細はお尋ねください。

申請・問合せ先 子ども未来課 ℓ0857-73-1424



● 病児・病後児保育

- 内 容** お子さまが病気、または病気の回復期にあって、集団保育が困難であり、保護者が家庭で保育できないときに保護者に代わって保育や看護を行います。
- 実施場所 岩美病院（専用スペース）
 - 定 員 2名
 - 利用時間 小児科受診後～17時30分
 - 利用料 市町村民税課税世帯：2,000円/日 市町村民税非課税世帯：1,000円/日（食事代含む）

対 象 乳幼児から概ね小学校6年生まで

利用・手続 事前登録が必要です。岩美病院小児科を受診し、小児科医の判断により利用が許可されます。
 ※鳥取市内の「キッズルームこぐま(Tel0857-27-2213)」「病児保育室とくよし さかえまち(Tel0857-30-6651)」「病児保育室とくよし こやま(Tel0857-30-6540)」「にじっこルーム (Tel0857-37-1577)」「コモド第三保育園 瓦町 (Tel0857-50-0555)」も利用できます。詳しくは各施設へお問い合わせください。鳥取市内の施設を利用した場合は、利用後、利用料の一部を助成する制度もありますので、子ども未来課へお問い合わせください。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424 又は岩美病院 Tel0857-73-1421

保育所・認定こども園・幼稚園

● 町立保育所について

保育所の紹介

町内には保育所が3か所あります。各保育所では、お子さま一人ひとりを大切に、心身ともに健やかに成長できる保育を行っています。

《町立保育所一覧》

町内保育所	住 所	電話番号	開所時間	乳児保育	障がい児
浦富保育所	浦富2171	72-2813	7:00～19:00	6か月～	○
大岩保育所	大谷2410	72-2589	7:00～19:00	6か月～	○
みなみ保育所	新井55	73-0890	7:00～19:00	6か月～	○

● 保育所の利用

内 容 保育所は、保護者が働いていたり、病気であるなど、児童を家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をするところです。そのため、入所の条件が定められています。
 申込方法：給付認定申請書・入所申込書を記入し、必要書類を添付のうえ利用を希望する施設へご提出ください。

受付期間：次年度の入所申込みを前年度の10月頃に受け付けます。（途中入所含む）

保育所の一日 季節や保育所によって多少の違いはありますが、おおむね次のような一日を過ごします。

時間	クラス年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
7:00		登所・健康観察・あそび					
8:30		検温	片付け・出席調べ		好きな遊び		
9:00		おやつ	おやつ		片付け・朝の集い		
9:30		赤ちゃん体操・睡眠	体操・あそび		体操・午前の活動		
11:00		あそび					
		検温・給食 (離乳食・授乳)	給食		片付け・給食準備		
11:10							
11:30		睡眠・遊び	午睡		給食		
12:30							
13:00			午睡		午後の活動 ※夏季午睡		
15:00		おやつ					
16:00		健康観察・検温	絵本・紙芝居等・健康観察		健康観察・帰りの集い		
18:00		順次降所					
19:00		延長保育					

- 対 象** 保護者が保育の必要事由に該当し、町内に住所を有する児童
※3歳以上のお子さまは、保育の必要事由がない場合も、保育所を利用することができます。(ただし、定員に余裕がある場合)
- 利用・手続** 保育料：各世帯の市町村民税所得割額とお子さまの年齢等により階層区分に分けて決定します。
※町内に住所を有する児童が町外の認定こども園や幼稚園(特定教育・保育施設に限る)を利用される場合も岩美町の保育料が適用されます。

●保育所見学

- 内 容** 保育所への入所を考えられているお子さまを対象に、随時見学をしていただけます。希望される方は各保育所へお問い合わせください。
- 申請・問合せ先** 浦富保育所 Tel0857-72-2813 大岩保育所 Tel0857-72-2589
みなみ保育所 Tel0857-73-0890

●保育料(利用料)の軽減

- 内 容** 岩美町では、子育て世帯の経済的負担軽減策として保育料を軽減しています。
第2子軽減…世帯で第2子のお子さまの保育料は1/2の額。(同時入所の場合は1/4)
低所得世帯は無料。
第3子以降無料…世帯で第3子以降のお子さまの保育料は無料。
※国の制度により、令和元年10月から3歳児以上と0～2歳児の市町村民税非課税世帯のお子さまの保育料は無料。
副食費無料…町立保育所に入所している3歳児以上の給食の副食費(おやつ代含む。)は無料。

●延長保育

- 内 容** 保護者の就労等、やむを得ない事情のため保育時間の延長が必要な方は、18時～19時までの保育利用が可能です。事前に利用する保育所へお申込みください。
実施場所…各町立保育所 提供時間…18時～19時
- 利用・手続** 利用料 2,000円/月(市町村民税非課税世帯は600円/月)
- 申請・問合せ先** 各町立保育所

●認定こども園・幼稚園について

- 内 容** ○認定こども園・幼稚園の利用
申込方法：利用を希望する施設へお問い合わせください。
施設により岩美町への手続きが必要な場合があります。この場合、保育料(利用料)は岩美町の基準額により決定されます。
- 申請・問合せ先** 利用希望施設又は子ども未来課 Tel0857-73-1424

●スクラム教育

- 内 容** 保育所・小学校・中学校・高等学校が計画的に連携や交流活動を行うことで、子どもの発達段階に合わせた育ちと学びをなめらかにつなぎます。
- 申請・問合せ先** 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301

●虫歯予防・噛む力向上教室、フッ化物洗口

- 内 容** 町立保育所・小学校では、「よい歯の教室」「健口キッズ」等を開催し、虫歯予防や咀嚼力向上に取り組んでいます。また、保育所では希望者へフッ化物洗口を実施し、虫歯予防に努めています。

5 小学・中学・高校生になったら

小学生になったら

●公立小学校への転入学

内容 いよいよピカピカの一年生です。入学の手続きや準備をして、学校生活の第一歩を後押ししてあげましょう。

○町立小学校（P42参照）への入学

小学校入学の前年10～11月頃に就学時健康診断を行います。また、入学の2か月前（2月1日まで）に入学通知書をお送りします。

次の場合は教育委員会事務局へお早目にご連絡ください。

- ・通知書が届かない又は内容に誤りがある場合
- ・指定された学校への就学が困難な場合

○転入学の手続き

転入や転居をして転校する場合は、手続きが必要ですのでご相談ください。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301



●経済的支援

【要保護・準要保護児童生徒援助費】

内容 経済的理由により就学が困難な家庭の小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。

【特別支援教育就学奨励費】

内容 特別支援学級に在籍する小学生・中学生に対し、給食費、修学旅行費、学用品費等を援助します。申請等については、通学する学校へお問い合わせください。

申請・問合せ先 各小中学校

- ・岩美北小学校 Tel0857-72-0266
- ・岩美西小学校 Tel0857-72-8200
- ・岩美南小学校 Tel0857-37-5222
- ・岩美中学校 Tel0857-72-0121

【学校給食食材費高騰対策事業】

内容 食材費高騰時においても、児童・生徒に栄養、量のバランスのとれた給食の提供を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減します。

1食あたり 小学校280円

中学校320円 を超える額を補助します。

問合せ先 学校給食共同調理場 0857-72-0148

●放課後の居場所【放課後児童健全育成事業（児童クラブ）】

内容 放課後や長期休暇中に保護者が就労等により家庭で養育できない場合に小学生をお預かりします。各児童クラブの設置場所は、P42をご覧ください。

実施日時：平日 放課後～19時 土曜日・長期休暇中（年末年始等除く）7時～19時
※土曜日は岩美北小学校で実施します。

申請方法：子育て支援センターへ申込書（必要書類添付）をご提出下さい。

対象 保護者が仕事等により放課後や日中家庭にいない小学生

利用・手続 利用料：所得税課税世帯 2,000円／月 所得税非課税世帯 1,000円／月
※別途年間保険料が必要です。

申請・問合せ先 子育て支援センターTel0857-72-2922

●特色ある学校づくり いわみ

内 容 小・中学校では、岩美町の恵まれた自然環境を活かし、学校独自の創意工夫による特色ある教育活動を実践しています。（ジオパーク学習・シーカヤック体験・農業体験など）

●30人学級編制の実施

内 容 小・中学校では、学校生活への順応や不登校対策として少人数学級編制（30人学級）を実施しています。

●いきいきプラン事業

内 容 小・中学校で支援を必要とする児童・生徒へ支援員を配置しています。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●岩美Englishプロジェクト

内 容 小・中学校にALT（外国語指導助手）を複数名配置し、英語教育の充実を図っています。保育所にもALTを週1回程度派遣し、就学前から英語に慣れ親しむ機会を設けています。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

中学生になったら

●中学校生徒通学費補助 いわみ

内 容 通学距離が2kmを超える生徒が通学で利用する公共交通の定期代金の一部を補助します。
岩美中学校：自己負担額0円／月（全額を助成します。）
町外中学校：自己負担額3,000円／月を超える額を助成します。
また、自転車で通学する生徒に対しては、町内の取扱店から購入したヘルメット費用の全額を補助します。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●中学生自転車保険加入補助 いわみ

内 容 自転車による事故の備えと交通安全に対する意識の高揚を図るため中学生が加入する自転車保険に係る経費の一部を補助します。
生徒1人につき年額 1,000円（上限）保険：個人賠償責任補償 5,000万円以上

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

高校生になったら

●高等学校生徒通学費補助 いわみ

内 容 岩美町在住者で、通学で利用する公共交通の定期代金の一部を補助します。
町 外 高 校：自己負担額 3,000円／月を超える額を助成します。
岩美高等学校：自己負担額 0円／月 全額を助成します。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●高等学校等新入生通学費補助 いわみ

内 容 通学で利用する公共交通の定期代金の3か月分（4月から7月の期間を含んだもの）について、以下のとおり補助します。

- ①岩美町在住で高等学校等に新入学する生徒の保護者：3か月分を全額補助します。
- ②町外在住者で岩美高等学校に新入学する生徒の保護者：20,030円を上限に補助します。

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

奨学金など

●奨学資金事業 いわみ

内 容 経済的理由により高等学校や大学等への就学費用が負担できない方へ奨学資金を無利子で貸付します。

- ・高等学校・高等専門学校（第3学年まで） 月額20,000円まで
- ・大学・専修学校・高等専門学校（第4学年以降） 国公立 月額40,000円まで
私立 月額50,000円まで

申請・問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●看護師奨学金 いわみ

内 容 看護師として岩美病院で働く意欲を持っている方を対象に学業及び生活等を支援する無利子の貸付制度です。所得制限は設けていません。他の奨学金制度（例：鳥取県看護職員修学資金貸付金、岩美町奨学資金）と併用可能です。 月額 50,000円(定額)

対 象 看護学生として在学している方で、看護師免許取得後、岩美病院に職員として勤務する意志のある方

申請・問合せ先 岩美病院 TEL0857-73-1421

●薬剤師奨学金 いわみ

内 容 薬剤師として岩美病院で働く意思を持っている方を対象に学業及び生活等を支援する無利子の貸付制度です。所得制限は設けていません。他の奨学金制度と併用可能です。 月額 100,000円（定額）

対 象 薬学部5・6年生として在学している方で、薬剤師免許取得後、岩美病院に職員として勤務する意思のある方

申請・問合せ先 岩美病院 TEL0857-73-1421

●薬剤師奨学金支援助成金 いわみ

内 容 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある方を対象に奨学金の返還を支援する助成制度です。鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者に、岩美病院と県の助成金を合わせて最大432万円を8年に分けて助成します。

対 象 薬剤師として岩美病院で勤務する意思のある鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の認定者。

申請・問合せ先 岩美病院 TEL0857-73-1421

学校生活や子育てについて相談したいときはP35へ

6 ひとり親家庭への支援

生活支援・助成・手当

● 児童扶養手当

- 内容** ひとり親家庭で18歳の最初の3月31日を迎える日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を監護している親又は養育者に手当を支給します。（所得制限あり）
支給月額：全部支給 46,690円、一部支給 46,680円～11,010円
※児童2人目からは上記に加算がつきます。

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 児童年金 いわみ

- 内容** ひとり親家庭で義務教育修了前までの児童を養育する方に児童一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 災害遺児手当

- 内容** 災害、事故等により児童の養育者が死亡、重度障害となった義務教育修了前までの災害遺児に、一人あたり月額2,000円が支給されます。（ただし、所得税非課税の方に限られます）

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● ひとり親家庭児童入学支度金 いわみ

- 内容** ひとり親家庭の児童が小・中学校に入学および中学校を卒業された際に入学支度金を支給します。（ただし、所得税非課税の方に限られます）
小・中学校入学：1人あたり10,000円
中学校卒業：1人あたり30,000円

申請・問合せ先 子ども未来課 Tel0857-73-1424

● 特別医療費助成（ひとり親）

- 内容** ひとり親家庭の18歳未満のお子さまを養育している方の医療費を助成します。（所得税非課税世帯に限られます）
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払いいただく必要があります。

【自己負担額】

通院・訪問看護：530円／日（1医療機関当たり月4日分まで 負担上限額 月2,120円）
入院：1,200円／日（ただし、低所得者世帯は負担上限 月15日分まで）

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

● ひとり親家庭支援医療費助成 いわみ

- 内容** 特別医療費助成制度のひとり親家庭の対象となる養育者の医療費を無償化します。

利用・手続 以下の必要なものをご持参のうえ、住民生活課でお手続きください。

①領収書 ②資格確認書等 ③特別医療受給者証 ④振込口座の分かるもの

申請・問合せ先 住民生活課 Tel0857-73-1415

●日常生活支援事業

- 内 容** ひとり親家庭で一時的に病気や冠婚葬祭等で、日常の家事やお子さまの保育が困難となったときに、家庭生活支援員が家事や保育の支援を行います。
申込：事前の登録と利用時の申請が必要です。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●母子父子寡婦福祉資金貸付

- 内 容** ひとり親家庭や寡婦の生活安定と子どもの教育・福祉増進のため、低利又は無利子で各種資金を借りることができます。希望される方はお早めにご相談ください。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●母子父子家庭自立支援給付金

- 内 容** 母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を促進するため、技術や資格の取得にかかった費用等の一部を助成する制度です。利用する際は、子ども未来課へ事前の相談が必要です。
- 自立支援教育訓練給付金
医療事務等資格取得講座などに指定された教育訓練講座などを受講する場合に受講料の6割が助成されます。(所得制限あり)
 - 高等職業訓練促進給付金
看護師、介護福祉士、保育士など経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合であり、かつ就労(育児)と修業との両立が困難な場合に生活費の負担軽減を図るために給付金が支給されます。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●就業支援講習会

- 内 容** 就労に有効な知識や技能を習得するために講習会を開催します。
- 申請・問合せ先** 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 TEL0857-59-6344

●母子生活支援施設

- 内 容** 配偶者のない女性、またはさまざまな事情のある女性が、18歳未満の子と一緒に入所して生活の安定と自立を図ることを目的とした施設です。指導員がさまざまな相談や支援を行っています。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424

●公営住宅優先入居

- 内 容** 公営住宅ではひとり親世帯等を優先して入居者募集しています。
- 申請・問合せ先** 住民生活課 TEL0857-73-1415

●税の軽減等

- 内 容** ひとり親家庭の方は基礎控除、扶養控除などのほかにひとり親控除の適用が受けられる場合があります。
- 申請・問合せ先** 税務課 TEL0857-73-1413

●ひとり親家庭等情報提供事業

内 容 ひとり親家庭の支援施策等をホームページに掲載し、電子メールやLINEメッセージで配信しています。

○鳥取県ひとり親家庭等支援サイト⇒<https://www.tori-hitorioya.com/>

○ひとり親家庭等支援サイトメールマガジン：配信を希望する場合は、メールマガジンの登録を行ってください。

○LINE：配信を希望する場合は、友だち追加を行ってください。

申請・問合せ先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 TEL0857-59-6344



LINE

●養育費にかかる公正証書等作成費助成事業

内 容 養育費の取り決めに要する経費のうち、以下の費用を全額補助します。

- ・公証人手数料及び用紙代など公証人役場に支払った費用・家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得費用・連絡用郵便切手代

対 象 養育費の取り決めににかかる費用を負担した方など

申請・問合せ先 子ども未来課 TEL0857-73-1424

ひとり親家庭への支援について相談したいときはP37へ



7 障がいのある子どもへの支援



各種障害者手帳

●身体障害者手帳

内 容 身体障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書・意見書（指定医師が作成したもの）、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

●療育手帳

内 容 知的障がい児・者が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によりA最重度、A重度、B中度、B軽度の区分があります。事前に県児童相談所での面接・判定が必要です。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

●精神障害者保健福祉手帳

内 容 精神疾患（てんかん、発達障がいを含む）のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書、本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm）

申請・問合せ先 健康福祉課 Tel0857-73-1333

手当・助成

●障害児福祉手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童に支給されます。（所得制限があります）
支給月額：児童一人あたり16,100円

対 象 日常生活に常時介護を必要とする身体障害者手帳1級から2級程度・療育手帳A程度の児童（施設入所児童や障害年金受給児童は対象外）

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書（専門医によるもの）、所得状況届（所得証明書）

申請・問合せ先 福祉事務所 Tel0857-73-1339

●特別児童扶養手当

内 容 精神又は身体に重い障がいがある20歳未満の児童の養育者に支給されます。（所得制限があります）障がいの程度により1級～2級までの区分があります。

支給月額（児童一人あたり）…重度障がい児（1級）56,800円
中度障がい児（2級）37,830円

対 象 施設などに入所していない児童で、身体障害者手帳 1 級～3 級程度、療育手帳 A、B 程度の手帳が交付されている又は精神障がいのある児童

利用・手続 〇必要なもの 申請書、診断書、請求者と対象児の戸籍、世帯全員の住民票

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●特別医療費助成（障がい者）

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（世帯などの所得に応じて月額上限あり）

対 象

- ・身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方
- ・療育手帳 A をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●心身障がい者医療費助成

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。

対 象 以下の方で、本人及び扶養義務者が所得税非課税の方

- ・身体障害者手帳 3・4 級をお持ちの方
- ・療育手帳 B をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級をお持ちの方

申請・問合せ先 住民生活課 TEL0857-73-1415

●育成医療の給付

内 容 保険診療で自己負担分に相当する額の一部を助成します。（所得・年齢制限があります）
※医療費の 1 割が自己負担（月額上限額あり）

対 象 18 歳未満で身体に障がいがある児童又はそのまま放置すると、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童。

利用・手続 〇必要なもの 申請書、意見書、保険証、同意書

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

日常生活用具・補装具

●補装具の給付

内 容 身体障害者手帳をお持ちの方で障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が助成されます。原則、費用の 1 割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

申請・問合せ先 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●日常生活用具の給付

- 内 容** 在宅の障がい児・者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて用具を給付または貸与します。世帯の課税状況に応じて一部自己負担が必要です。
- 利用・手続** 〇必要なもの 障害者手帳、用具の見積書やカタログ
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

預ける・通う

●障がい児保育

- 内 容** 集団保育が可能な程度の障がいのあるお子さまを各町立保育所で受け入れています。入所申込時にご相談ください。
- 申請・問合せ先** 子ども未来課 TEL0857-73-1424



●障害者総合支援事業

- 内 容** 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所のサービスが利用できます。
- 対 象** 各種障害者手帳をお持ちの方、医師の診断書等によりサービスの利用が適当と認められる方
- ※利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 原則、利用したサービス費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●障害児通所給付事業

- 内 容** 児童福祉法に基づく障がい児を対象とした児童通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、児童相談支援のサービスが利用できます。
- 対 象** 各種障害者手帳をお持ちの方、医師の診断書等によりサービスの利用が適当と認められる方
- ※利用にあたっては、障がいの程度、勘案すべき事項について調査を行います。
- 利用・手続** 原則、利用したサービス費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた負担上限額が設定され、負担の軽減が図られています。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333

●障がい児施設

- 内 容** 障がいのある原則18歳未満の子どもが入所して治療・生活訓練などを受けることができる施設です。
- 申請・問合せ先** 健康福祉課 TEL0857-73-1333 又は
鳥取県福祉相談センター TEL0857-23-6080

教 育

●特別支援学級

内 容 障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人ひとりに応じた教育を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

●特別支援学校

内 容 身体障がい、知的障がい等のある子どもに専門的な教育を行います。

問合せ先 教育委員会事務局 TEL0857-73-1301

税金に関すること

●税の控除・自動車税等の減免

内 容 心身に障がいのある方や、その家族の方は、状況によって所得税や町県民税の所得控除が受けられます。また、申請によって自動車税、又は軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

申請・問合せ先 ・所得税について

鳥取税務署 TEL0857-22-2141

・自動車税について

東部県税事務所 TEL0857-20-3512

・町県民税・軽自動車税について

税務課 TEL0857-73-1413



こじろー

障がいのある子どもへの支援についての相談はP36へ

8 相談したいときは



妊娠や出産に関する相談

●不妊について

相談先 鳥取県東部不妊専門相談センター（県立中央病院内） TEL0857-26-2271
電子メール：funinsoudan@pref.tottori.lg.jp

●妊娠や出産の不安等について

相談先 子ども未来課こども家庭センター TEL0857-73-1424
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00
性と健康の相談センター TEL0857-30-8584（鳥取市保健所）

●産前産後休業などについて

相談先 鳥取労働基準監督署 TEL0857-24-3211

●育児休業などについて

相談先 鳥取労働局雇用環境・均等室 TEL0857-29-1709

子育てに関する相談

●妊婦・乳幼児に関すること、子育て全般について

相談先 子ども未来課こども家庭センター TEL0857-73-1424
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●子どもの遊ばせ方、子育て全般について

相談先 子育て支援センター TEL0857-72-2922 月～金 8:30～17:15
本庄中央児童館 TEL0857-72-2995 月～土 9:00～17:00
大岩こども館 TEL0857-72-0096 月～土 9:00～17:00
各町立保育所 浦富保育所 TEL0857-72-2813 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30
大岩保育所 TEL0857-72-2589 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30
みなみ保育所 TEL0857-73-0890 月～金 8:30～17:15、土 8:30～11:30

●健康・発育・発達について

相談先 子ども未来課こども家庭センター TEL0857-73-1424
月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●予防接種について

相談先 健康福祉課 TEL0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●離乳食や幼児食について

相談先 健康福祉課 TEL0857-73-1322 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

小児救急に関する相談

●医療機関の受診判断などについて

相談先 とっとり子ども救急ダイヤル #8000 (ダイヤル回線、IP電話の場合0857-26-8990)
相談時間 24時間 365日

子どもに関する相談

●身近なあらゆる相談について

相談先 鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15
子ども家庭支援センター「希望館」 Tel0857-27-4153
月～金 8:30～17:30 緊急時は24時間
来所の場合 月～金 9:00～18:00

●悩み・心配ごとについて

相談先 子ども電話相談東部 Tel0857-29-5460 月～金 8:30～17:15 (時間外は留守番電話)
チャイルドライン Tel0120-99-7777 水・奇数月第2日曜日 8:30～17:15
親子のための相談LINE 月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00



親子のための
相談LINE

<URL>
<https://lin.ee/0LI95MT>

●子どもの人権について

相談先 子どもの人権110番 Tel0120-007-110 (フリーダイヤル)
月～金 8:30～17:15
(時間外は留守番電話)

●こころの悩みについて

相談先 精神保健福祉センター Tel0857-21-3031

家庭での子どもの養育・暴力・虐待に関する相談

●子育ての不安や悩み、子どもの非行や虐待について

※虐待の疑いや虐待に気づいた場合にもご相談ください。(匿名での相談も可能です)

相談先 子ども未来課こども家庭センター Tel0857-73-1424
月・水・金 8:30～17:15 火・木 8:30～19:00 緊急時は24時間
鳥取県福祉相談センター Tel0857-23-6080 月～金 8:30～17:15 緊急時は24時間

●虐待かもと思ったら…

相談先 児童相談所虐待対応ダイヤル189 (いちはやく) 番へ 24時間

学校生活や子育てに関する相談

●学業や交友関係、いじめ、不登校や発達、子育て

相談先 教育委員会事務局 Tel0857-73-1301 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)
県の不登校・教育相談電話 Tel0857-31-3956 月～金 8:30～17:15 (年末年始・土日・祝日を除く)
いじめ110番 Tel0857-28-8718 24時間
いじめ相談専用メール ijime@g.torikyo.ed.jp
24時間子供SOSダイヤル Tel0120-0-78310 (全国統一ダイヤル)

●少年及びその保護者の悩み事相談

相談先 東部少年サポートセンター TEL0857-22-1574

ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp

※相談対応は、平日8:30～17:15（メールの返信も同時刻になります。）

家族や夫婦に関する相談

●生き方、家族・夫婦のこと、人間関係などの悩み相談

相談先 鳥取県男女共同参画センターよりん彩 東部相談室 TEL0857-26-7887

月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談

DVとは、配偶者やパートナーなどの親しい間柄にある、又はあった人から振るわれる暴力のことです。

相談先 鳥取県配偶者暴力相談支援センター（鳥取県福祉相談センター内）

TEL0857-27-8630 月～金 8:30～17:15（緊急時は24時間）

夜間休日電話相談窓口 TEL0858-26-9807

月～金 0:00～8:30 17:15～24:00、土・日・祝 24時間

警察総合相談電話 TEL0857-27-9110（#9110）

平日 8:30～17:15（年末年始・土日・祝日を除く）

女性の人権ホットライン TEL0857-27-3753 月～金 8:30～17:15

DV相談ナビ（窓口案内） TEL#8008

福祉全般に関すること

相談先 健康福祉課 TEL0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

鳥取市保健所 TEL0857-22-5163 月～金 8:30～17:15

発達や障がいに関する相談

●発達や障がい全般、サービスについて

相談先 健康福祉課 TEL0857-73-1333 月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●障がい児に関する相談

相談先 鳥取療育園 TEL0857-29-8889

『エール』発達障がい者支援センター TEL0858-22-7208

●幼児対象の専門指導員による相談・個別支援（発達・言葉）

相談先 生徒支援・教育相談センター TEL0857-28-2322

●ペアレントメンター相談事業

相談先 ペアレントメンター鳥取 TEL0857-30-0670 平日 10:00～14:00



ひとり親家庭に関する相談

●制度、生活支援、悩みごとなどについて

相談先 子ども未来課こども家庭センター TEL0857-73-1424

月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

岩美町福祉事務所 TEL0857-73-1339

月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00

●制度、交流事業の情報提供について

相談先 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 TEL0857-59-6344

●養育費や面会交流について

相談先 養育費相談支援センター TEL03-3980-4108又は0120-965-419

mail : info@youikuhi.or.jp 平 日 10:00～20:00、

土・祝 10:00～18:00

●ひとり親家庭相談窓口について

相談先 ひとり親家庭相談支援センター TEL080-7122-7260 毎週土曜日 13:15～17:00

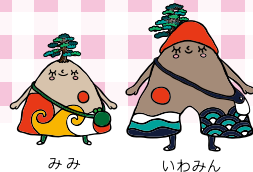
就労に関する相談

●子育て中の就労について

相談先 ハローワーク鳥取（マザーズコーナー） TEL0857-23-2021 平日 8:30～17:15

（保育士待機 毎月15日間 9:00～16:00）

9 もしものときは



子どもの急な病気やけがなどのときは、慌てずに病状を確認し、
受診するべきかを判断しましょう。対処方法を普段から知っておくと安心です。

とっとり子ども救急ダイヤル

子どもの急な病気やけが等で、救急車を呼ぶか医療機関を受診するべきかなど、判断に迷った時に相談できるサービスです。

利用時間：24時間 365日

電話番号：＃8000（ダイヤル回線、IP電話の場合は、0857-26-8990）

相談料は無料ですが、通話料は利用者の負担になります。

問合せ先 県医療政策課 TEL0857-26-7172

小児救急ハンドブック

子どもが病気をしたとき、家で様子をみてもよいが、医療機関を受診したほうがよいかなどの判断の目安となるハンドブックがあります。インターネットから閲覧、ダウンロードできます。あらかじめプリントしておくとう便利です。

「とっとり小児救急ハンドブック」で検索または下記URLへアクセスしてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/101810.htm>

問合せ先 県医療政策課 TEL0857-26-7172

異物を飲み込んだ

まず、飲み込んだものを調べます。飲んだものによってすぐに吐かせた方がよい場合と吐かせてはいけない場合があります。救急受診する場合は、灯油を除いて、飲み込んだものが分かるように、ビンや容器や説明書を必ず持参してください。心配な時はかかりつけ医に相談するか、救急医療機関へ。

中毒 110 番

化学物質（たばこ・家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供を行っています。

（公財）日本中毒情報センター

○大阪中毒110番（24時間受付）TEL072-727-2499

○つくば中毒110番（24時間受付）TEL029-852-9999

○たばこ誤飲事故専用電話（自動音声応答による情報提供24時間）TEL072-726-9922



けが・事故の対処方法

生後6か月を過ぎるころから、お母さんからもらった免疫が自然に減っていくため、熱を出したり体調が悪くなったりすることが多くなります。病気になることで免疫ができ、だんだんと丈夫な体に育っていきます。急な体調の変化に慌てず冷静にお子さまの状態を確認して、すぐに病院を受診すべきか判断しましょう。普段からお子さまの様子をよくみておき、緊急時には的確な判断ができるようにしましょう。

●発熱した

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上以上の発熱
- ・顔色、つめ、唇が青い（チアノーゼ）
- ・40℃以上の発熱で熱性けいれんを起こしている
- ・意識がもうろうとしている など

ホームケア

安静にして、汗をかいたらこまめに衣服を換えましょう。嫌がらなければ、アイス枕や市販の解熱シートで頭を冷やしてもいいです。熱が高いときは、脱水症状を防ぐためイオン飲料や湯冷ましなどの水分補給をしましょう。

●吐いた

こんな時はすぐに受診

- ・ひどく機嫌が悪い
- ・おしっこの量が少ない
- ・ぐったりしている
- ・激しいおう吐を繰り返す
- ・発熱、下痢を伴う

ホームケア

吐いたものがのどに詰まらないように、顔を横に向けます。食事は無理に取らせる必要はありません。水分は少しずつ様子を見ながらあたえましょう。

●下痢をした

こんな時はすぐに受診

- ・3日以上続く
- ・1日何回も繰り返す
- ・血便が出る

- ・おしっこの量が減ってきた
- ・ぐったりしてきた

ホームケア

おむつは汚れたらすぐに取り換え、お尻を清潔にしましょう。湯冷ましやイオン飲料を与え脱水症状を防ぎましょう。

●頭を打った

こんな時はすぐに受診

- ・意識がない又は青ざめている
- ・耳や鼻から出血、おう吐やけいれんがある など

ホームケア

すぐに大声で泣き出したり、こぶができたがほかに異常が見られない場合、意識がはっきりしている場合は安静にして様子を見てください。あとから症状が出ることもあるので、しばらくは注意して見守りましょう。

●やけどをした

こんな時はすぐに受診

- ・広範囲（手のひら以上の範囲）のやけど
- ・目や顔のやけど
- ・500円玉より大きな水ぶくれができたり、皮膚がただれたり、黒くなっている場合

ホームケア

流水で十分に冷やします。患部はガーゼで覆い清潔に保ちましょう。

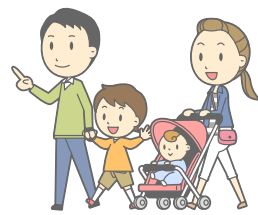
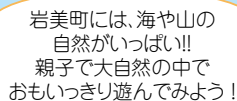
町内医療機関 ＊かかりつけ医を持ちましょう！

- | | |
|---|-----------------|
| ● 岩美病院（小児科・歯科・内科・整形外科・外科・眼科・脳神経内科・泌尿器科・皮膚科） | Tel0857-73-1421 |
| ● 藤田医院（小児科・内科） | Tel0857-72-0123 |
| ● おくだクリニック（小児科・内科） | Tel0857-72-1000 |
| ● 永美歯科医院 | Tel0857-73-1402 |
| ● 清水歯科医院 | Tel0857-72-0055 |
| ● いわみ歯科クリニック | Tel0857-72-2301 |



子どもと楽しくおでかけできる場所や、仲間づくりの情報を紹介します。

子どもと楽しくおでかけできる場所や、仲間づくりの情報を紹介します。





① 子育て支援センター(岩美ふれ愛センター内) TEL0857-72-2922

「子育てひろば」では、乳幼児やその保護者の遊び場や交流の場の提供、子育てに役立つ講座の開催、子育て相談等を行っています。

●日時：毎週月曜日～金曜日

午前10時～12時、午後1時～4時(祝日・年末年始は休み)

※講座等の開催日時は、町広報や防災無線、機関誌等でお知らせします。

② 岩美すこやかセンター(健康福祉課) TEL0857-73-1322

離乳食講習会・子どもクッキング教室を開催しています。

開催日時等の詳細は、町ホームページ「こどもの健康づくりカレンダー」、町広報、又は防災無線でご確認ください。岩美病院併設。

③ 中央公民館 TEL0857-72-0510

子育て世帯向け、子ども向けのイベントや学習会を開催しています。詳細は、広報いわみ「公民館だより」、町ホームページをご覧ください。

④ 町立図書館(中央公民館内) TEL0857-72-0510

0歳から図書貸し出しカードが作れます。1人あたり10冊まで貸し出し可能。絵本もたくさん揃えてあります。

●開館日時：月～金曜日 午前9時～午後7時

土・日曜日 午前9時～午後5時

●休館日：祝日、毎月最終火曜日、蔵書点検時

⑤ 本庄中央児童館 TEL0857-72-2995

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

○こあらサークル

●場所：本庄中央児童館(岩美町文化センター内)

●日時：毎週土曜日午前10時～11時30分

随時、おやつ作りやイベントもしています。

※詳細は機関誌等でお知らせします。

⑥ 大岩こども館 TEL0857-72-0096

乳幼児とその保護者の遊びや交流の場の提供、子育て相談等を行っています。

○ほっとスペース

●場所：大岩こども館(大岩交流センター内)

●日時：毎週水曜日 午前10時～12時

⑦ 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 TEL0857-73-1445

『山陰海岸ジオパーク』の魅力をさまざまな資料や映像で紹介しています。また、野外観察会や自然講座なども行っています。詳細はホームページをご覧ください。

●開館時間：午前9時～午後5時

●休館日：月曜日・国民の祝日の翌日(月曜が祝日の場合は翌平日)

⑧ こすもすロード

⑩ 唐川かきつばた群落

⑫ 岩井温泉

⑭ 遊覧船

●各地区公園

⑨ 牧谷かきつばた群落(又助池) またすけいけ

⑪ いこいの里

⑬ たきさん温泉

⑮ 遊びの広場

11 子育て関係機関一覧



いわみん



みみ

ハンドブック内の主な公共機関・施設の一覧です。

岩美町・鳥取市外局番（0857）

種 別	施設名	連絡先	所在地
行政機関	子ども未来課	73-1424	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	こども家庭センター	〃	〃
	子育て支援センター	72-2922	岩美町新井269（岩美ふれ愛センター内）
	健康福祉課	73-1322	岩美町浦富1029-2（岩美すこやかセンター内）
	〃	73-1333	〃
	福祉事務所	73-1339	〃
	住民生活課	73-1415	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	教育委員会事務局	73-1301	〃
	中央公民館	72-0510	岩美町浦富1038-6
	町立図書館	〃	〃
児童館	税務課	73-1413	岩美町浦富675-1（岩美町役場内）
	本庄中央児童館	72-2995	岩美町新井13-1（文化センター内）
	大岩こども館	72-0096	岩美町大谷2410（大岩交流センター内）
保育所	浦富保育所	72-2813	岩美町浦富2171
	大岩保育所	72-2589	岩美町大谷2410
	みなみ保育所	73-0890	岩美町新井55
小・中学校	岩美北小学校	72-0266	岩美町浦富2128
	岩美西小学校	72-8200	岩美町大谷2343
	岩美南小学校	37-5222	岩美町新井419-2
	岩美中学校	72-0121	岩美町浦富707
放課後 児童クラブ	なぎさクラブ	080-1910-4939（携帯）	岩美北小学校内
	かにっこクラブ	72-0096	大岩交流センター内
	のびっこクラブ	080-2889-3967（携帯）	岩美南小学校内
病 院	岩美病院	73-1421	岩美町浦富1029-2
鳥取県の 機関	福祉相談センター（児童相談）	23-6080	鳥取市江津318-1
	福祉相談センター（女性相談）	27-8630	鳥取市江津318-1
	生徒支援・教育相談センター	28-2322	鳥取市湖山町北5丁目201
	精神保健福祉センター	21-3031	鳥取市江津318-1
	鳥取療育園	29-8889	鳥取市江津730
	エール発達障がい者支援センター	0858-22-7208	倉吉市みどり町3564-1
	男女共同参画センター よりん彩（東部相談室）	26-7887	鳥取市東町1丁目271（県庁第2庁舎1階）
	東部県税事務所	20-3512	鳥取市立川町6丁目176
鳥取市の機関	鳥取市保健所	22-5163	鳥取市富安2丁目138-4
その他の 機関	全国健康保険協会鳥取支部	25-0052	鳥取市今町2丁目112 （アクティ日ノ丸総本社ビル5階）
	鳥取県母子寡婦福祉連合会	59-6344	鳥取市伏野1729-5 （鳥取県立福祉人材研修センター内）
	ハローワーク鳥取	23-2021	鳥取市富安2丁目89

“楽しく子育て 親育ち
地域で応援 岩美町”

～豊かな子育て 未来を築く～

子育て四割

乳児はしっかり

肌を離すな

幼児は肌を離せ

手を離すな

少年は手を離せ

目を離すな

青年は目を離せ

心も離すな





発行：岩美町子ども未来課

〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1

TEL 0857-73-1424 FAX 0857-73-1583

(令和7年7月版)